

| No | 内容 | 質問 | 回答 |
|----|-------------|--|---|
| 1 | 対象について | 今回の支援金について、支援の対象となる事業所等を教えてください。 | <p>フロー図を参照ください。 紹介対象は、介護保険法の規定に基づく訪問看護の指定を受けておらず、<u>健康保険法の規定に基づく指定のみを受けている訪問看護事業所</u>が対象です。 なお、介護保険法の規定に基づく指定を受けている訪問看護事業所については、「令和6年度福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(介護分)」をご活用ください。併用は出来ません。 (福岡県介護保険課HP:https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bukkakoutou-kaigo2025.html)</p> <p>※「令8年1月1日において、事務所等を開設又は管理するものであり、申請日時点で、継続して事業所等を管理するもの」が対象です。申請日時点で未届けを含む休廃止している事業所は対象となりません。</p> |
| 2 | 支援額について | 単価の設定方法について教えてください。 | 令和7年7月～9月及び令和8年1月～3月の電気代(高圧・低圧)と食材費の物価上昇率を見込んで算出しています。 |
| 3 | 支援額について | 入所系、通所系は定員ですが、訪問系が事業所単位の理由を教えてください。 | 入所系・通所系は、定員によって事業所の規模が異なり、運営費等に差が生じるため、それぞれの定員を単位としています。訪問系は定員がないため、事業所単位としています。 |
| 4 | 支援額について | 訪問系の事業所に電気区分がない理由を教えてください。 | 訪問系の事業所は、業務の大部分を事業所外で行っていることから、電気使用量は一般家庭と同等であるとみなし、低圧単価で一律に支援します。 |
| 5 | 申請方法について | 申請はどのようにすればいいですか。 | 県ホームページに掲載している申請書(エクセル版又はPDF版)をダウンロードしていただき、記入例を参考に記入ください。記入後は郵送で、事務局(送付先はホームページ等に掲載)にお送りください。 |
| 6 | 申請方法について | 提出資料はどのようなものが必要ですか。 | <p>以下①～③の資料を提出ください。</p> <p>①様式第3号-1「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金 申請書」 ②様式第3号-2「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金 申請内容内訳書」 ③様式第3号-3「役員等名簿」 ④①口座の通帳の写しなど、口座内容(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人ナの全て)が分かるもの</p> |
| 7 | 申請方法について | メールやFAXでの申請はできますか。 | 郵送のみの対応とさせていただいている。 お手数ですが、郵送でご提出ください。 |
| 8 | 申請方法について | 振込口座に個人名義の口座を利用できますか。 | 利用できません。個人名義の口座ではなく、法人もしくは事業所名義の口座を記入してください。 |
| 9 | 申請方法について | 個人印や施設印は利用可能ですか。また、電子印鑑は利用可能ですか。 | 利用できません。記名押印の場合、必ず法人印を押印してください。また、電子印鑑についても利用できません。 |
| 10 | 申請方法について | サテライト事業所は本体事業所とあわせて申請可能ですか。 | 本体事業所のみ申請できます。(本体事業所とサテライト事業所をあわせて1事業所とみます)。 |
| 11 | 記入方法について | 申請書について、どのように記入したらいいですか。 | 記入例を作成していますので、ご確認ください。 申請書の水色または薄いオレンジの箇所に入力いただければ完成するようにしています。 |
| 12 | 記入方法について | 内訳書、通帳貼付用紙が見当たらないが、どこにありますか。 | Excel版の場合は、データを開くと、下の方に「桃色」と「緑色」のシートがあります。それぞれ「桃色」が内訳書、「緑色」が貼付用紙となっています。 PDF版の場合は2ページ目が内訳書、4ページ目が貼付用紙になっています。 |
| 13 | 記入方法について | 申請書は、手書きで記入してもいいですか。 | 手書きでも構いませんが、できるだけパソコン等で記入くださいますようお願いします。 |
| 14 | 記入方法について | 決定通知の送付先を法人住所ではなく、事業所の住所に送ってほしいのですが、可能ですか。 | 決定通知は、申請者(法人)住所(通知書送付先)の欄に記入の住所に送付します。 |
| 15 | 申請後の手続きについて | 申請後、どのような手続きが必要ですか。 | 支給が決定しましたら、申請書に記入いただいた住所へ、郵便にて支給を決定した旨の文書をお送りします。その後、県で振込みの手続きをいたします。 |
| 16 | 申請後の手続きについて | 県に実績報告や、仕入控除税額の報告は必要ですか。 | 用途を限定した補助ではないため、実績報告や仕入控除税額の報告は不要です。 |